

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法第59条第2項の
条例で定める内部組織を定める条例

公立大学法人山口県立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
第59条第2項の条例で定める内部組織は、山口県立大学条例を廃止する条例（平成
17年山口県条例第100号）による廃止前の山口県立大学条例（昭和49年山口県条
令第52号）第1条の規定により設置された山口県立大学（附属図書館、事務局、教務
部及び学生部を除く。）とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。